

平成 29 年度社会復帰促進等事業における新規事業等

- 1 熊本労災特別介護施設の特別修繕
(事業番号 17 労災特別介護施設設置費一部新規)

- 2 熊本地震に係る復旧工事安全衛生確保支援事業
(事業番号 41 建設費等における労働災害防止対策費一部新規)

- 3 長時間労働の是正に向けた勤務間インターバルを導入する企業への支援
(事業番号 66-1 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進(過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し)の一部新規)

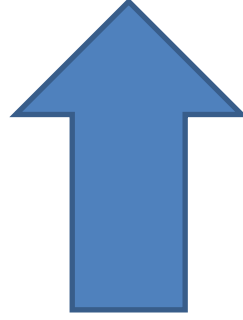
				NO. 1
事業名	熊本労災特別介護施設の特別修繕 (事業番号17 労災特別介護施設設置費一部新規)	平成28年度 当初予算額	平成28年度 補正額	平成29年度 予算要求額
				200,178(千円)
担当係	労働基準局労災保険業務課年金福祉第一係			
事業の別	被災労働者等援護事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法 第29条第1項第2号)			
実施主体	国土交通省			
事業概要	平成4年より順次開所され、現在全国8か所に設置されている労災特別介護施設(ケアプラザ)のうち、熊本労災特別介護施設は、平成28年4月14日及び16日に発生した熊本地震(以下「地震」という。)により、施設建物の破損及び設備機器の故障等が発生している状況であるところ、施設入居者の安全な生活環境及び円滑な施設運営を保障するため、施設の特別修繕を行う。			
事業の必要性	労災特別介護施設は、在宅での介護が困難な高齢労災重度被災労働者に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供することを目的として国が設置した施設であり、地震により発生した熊本労災特別介護施設の不備をそのまま放置することは、重度被災労働者である施設入居者の生命・生活を脅かすばかりか、これが原因で事故が発生した場合、国の施設設置者としての責任を問われかねない重大な問題であることから、施設入居者の安全な生活環境及び円滑な施設運営を保障するため、施設の特別修繕を早急に行う必要がある。			
社会復帰促進等事業で実施する必要性	労働災害によって被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨に鑑み、介護保険法や障害者総合支援法によって給付が受けられる場合であっても、業務上の災害(又は通勤による災害)による障害を負った場合は、まずは労災保険から給付を行うこととしている(介護保険法第20条、障害者総合支援法第7条等)。このため、労働災害によって障害を被った高齢労災重度被災労働者に対しては、広く国民一般を対象とした施策とは別に、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の規定に基づく社会復帰促進等事業の一つとして、独自の介護施策を展開する必要がある。			
平成29年度重点施策との関係	—			
期待される施策効果	予定された特別修繕を早急に完了し、熊本労災特別介護施設入居者の安全な生活環境及び円滑な施設運営を保障することにより、施設入居者の満足につながる。			
その他特記事項	—			

熊本労災特別介護施設の特別修繕

被害状況
<p>○屋根・外壁 繋ぎ目部分ひび割れにより、雨漏り発生。内部腐食、壁面崩落の可能性あり。</p> <p>○避難スロープ・屋外通路 隆起、ひび割れにより、車椅子での走行に支障あり。</p> <p>○ナースコール設備 地震による影響を一部修繕を実施。使用開始から23年経過し製造中止のため、部品調達不能となる恐れあり。</p> <p>○浴室等給水設備 給水設備等を含む浴槽が損傷。応急措置により入浴介護を実施しているが、使用困難となる可能性あり。</p>

補修・更新工事
総額

352百万円



効果
<p>建物崩落等の 危険の除去</p> <p>入居者の円滑な 移動が可能</p> <p>入居者の生命・ 健康維持の体制整備</p> <p>入居者が安全かつ安心して施設での生活が送れるとともに、適切な介護サービスの提供が可能</p>



事業名	熊本地震に係る復旧工事安全衛生確保支援事業 (事業番号41 建設費等における労働災害防止対策 費一部新規)	平成28年度 当初予算額	平成28年度 補正予算額	平成29年度 予算要求額
		461,291(千円)	54,212(千円)	496,707(千円)
担当係	建設安全対策室			
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労災保険法第29条第1項3号)			
実施主体	建設業労働災害防止協会等			
事業概要	<p>(1) 安全衛生専門家による巡回指導 労働安全・衛生コンサルタント等の安全衛生専門家が、復旧工事の工事現場を巡回し、危険な方法で作業が行われている場合に助言を行う。</p> <p>(2) 安全衛生専門家による新規参入労働者、管理監督者等に対する安全衛生教育支援 安全衛生専門家が、事業者からの依頼を受けて、復旧工事に従事する労働者、管理監督者等に対する安全衛生教育の支援を行う。</p> <p>(3) 安全衛生に関する諸問題に対応するプラットフォームの開設 (1)及び(2)を円滑に実施するため、安全衛生専門家の活動の起点となるプラットフォームを熊本県及び大分県にそれぞれ開設する。</p>			
事業の必要性	<p>一日も早い復興に向けて、多数の復旧工事が短期間に集中的に行われることが予想され、多数の中小事業者が参入することが想定されることから、経験の乏しい安全衛生担当者により安全衛生管理が十分実施されていない現場が増加し、労働災害が増加することが懸念されるため、現場の安全衛生水準の維持が必要。</p>			
社会復帰促進等事業で実施する必要性	<p>平成28年熊本地震に係る復旧工事安全衛生確保の支援を行うことで、復旧工事の工事現場における労働災害防止対策の徹底が図られることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号事業に該当する。</p>			
平成29年度重点施策との関係	5(1)第12次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進			
期待される施策効果	<p>中小事業者を重点対象として、安全衛生に関する諸問題に対応する窓口となるプラットフォームを開設設置し、工事現場巡回指導、安全衛生教育支援等の復旧工事安全衛生確保支援事業を実施することで、復旧工事の工事現場における、労働災害防止対策の徹底が図られ、円滑な復旧工事の推進に寄与する。</p>			
その他特記事項	—			

平成28年熊本地震に係る復旧工事安全衛生確保支援事業

① 施策の目的

平成28年熊本地震の復旧工事として、被災した家屋等の建築物の解体工事、道路等の復旧工事等が本格化するなか、これらの工事における労働災害防止対策の徹底を図り、円滑な復旧に貢献する。

○ 一日も早い復興に向けて、多数の復旧工事が短期間に集中的に行われる中で、工事の安全衛生管理について経験が少ない管理者や、建設業に不慣れな

作業員も増えるなど、工事の安全衛生水準の維持が課題。

○ 東日本大震災の復旧・復興工事では発生から平成27年までの5年間で、1,504人の方が休業4日以上の方の労働災害に被災し、71人の方が亡くなっている。

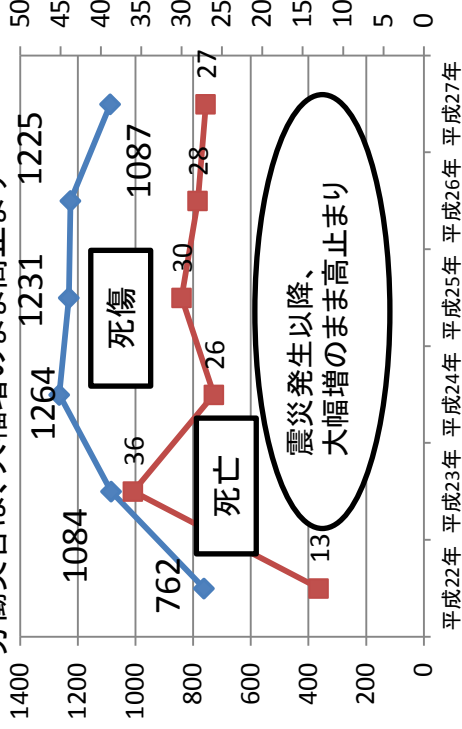
○ 熊本地震では発生から3か月で、既に35人の方が復旧工事で休業4日以上の方の労働災害に被災（東日本大震災では120人が被災）。

補正予算等により加速する復旧工事にあわせて、労働災害防止対策を速やかに打つ必要

② 施策の概要

- i) 安全衛生専門家による巡回指導（月90箇所）＜復旧工事の工事現場を巡回し、危険な方法で作業が行われている場合に助言＞
- ii) 新規参入労働者等に対する安全衛生教育支援（月18回、165人）、＜事業者の依頼を受けて安全衛生専門家が支援＞
- iii) 中小総合工事業者の管理監督者に対する安全衛生教育支援（月3回、30人）＜“＞
- iv) i)～iii)の事業を円滑に実施するための拠点の開設（熊本、大分各1箇所）

東日本大震災の被災3県の建設業における労働災害は、大幅増のまま高止まり



熊本・大分に拠点を設置

安全衛生専門家による巡回指導※

新規参入者等に対する安全衛生教育支援

管理監督者等に対する安全衛生教育支援

東日本大震災からの復旧・復興工事での経験を活用

復旧工事現場における労働災害防止対策を徹底し、労働災害の発生を未然防止

事業名	長時間労働の是正に向けた勤務間インターバルを導入する企業への支援 (事業番号66-1 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進(過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し)の一部新規)	平成28年度 当初予算額	平成28年度 補正額	平成29年度 予算要求額
		1,967,379(千円)	33,943(千円)	2,131,294(千円)
担当係	労働基準局労働条件政策課			
事業の別	安全衛生確保等事業(労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第3条第1項、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)第28条			
実施主体	民間業者、都道府県労働局			
事業概要	<p>勤務間インターバルについて企業の自主的な導入を促進するため、勤務間インターバルに係る導入事例集の作成や各種広報等により幅広く周知を図る。</p> <p>また、中小企業事業主が、労働時間等の設定の改善のため、勤務間インターバルの導入を目的として、職場意識の改善のための研修、周知・啓発、労務管理用機器等の導入等を実施し、労働時間等の設定の改善の成果を上げた事業主に重点的に助成金を支給する制度を創設する。</p> <p>※平成29年度においては、職場意識改善助成金(勤務間インターバル導入コース)(仮称)として、4.0億円計上。</p>			
事業の必要性	<p>近年の労働時間の状況は、週の労働時間が60時間以上の雇用者の割合が高い水準で推移するとともに、年次有給休暇の取得率は5割を下回る状況であり、長時間労働等による業務に起因した脳・心臓疾患や精神疾患に係る労災認定件数は高い水準で推移している。</p> <p>また、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、勤務間インターバルの自発的導入を促進するため、専門的な知識やノウハウを活用した助言・指導、こうした制度を積極的に導入しようとする企業に対する新たな支援策を展開することとされている。</p> <p>このため、労働時間等設定改善法に基づき、企業に対する支援事業を実施し、企業における労使の自主的取組を推進することにより、勤務間インターバルの導入を促進することが必要である。</p>			
社会復帰促進等事業で実施する必要性	<p>本事業は、疲労回復等に効果のある勤務間インターバルの導入に取り組む事業主に対して支援等を行うことにより、生産性が高く仕事と生活の調和のとれた働き方を普及させるものである。その結果、労働者の健康の確保が図られることとなり、長時間労働に起因する脳・心臓疾患や精神疾患の発症リスクが減少することから、過労死等の防止など労働災害減少に寄与するものである。したがって、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p>			
平成29年度重点施策との関係	<p>1 「一億総活躍社会」の実現に向けた働き方改革の推進</p> <p>(2) 長時間労働の是正</p> <p>・企業の自主的な取組への支援</p>			
期待される施策効果	労働者の健康の確保が図られることとなり、長時間労働に起因する脳・心臓疾患や精神疾患の発症リスクが減少し、過労死等の防止など労働災害減少に寄与することが期待される。			
その他特記事項	助成金制度については平成28年度内に申請の受付を開始し、平成29年度より申請の承認を開始する予定。			

長時間労働の是正に向けた勤務間インターバルを導入する企業への支援

【28年度第二次補正予算額：33,943千円】

背景

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、勤務間インターバルの自発的導入を促進するため、専門的な知識やノウハウを活用した助言・指導、こうした制度を積極的に導入しようとする企業に対する新たな支援策を展開することとされたことなどを踏まえ、勤務間インターバルに係る導入事例集の作成や各種広報等により幅広く周知を図るとともに、勤務間インターバルの導入に係る経費の一部を支給する助成金制度を創設する。

平成28年度第二次補正予算

勤務間インターバル制度普及のための広報事業

33,943千円

- 勤務間インターバル制度の導入事例を収集し、事例集を作成・配布
- 広報ポスターの作成・配布
- 新聞広告、インターネット広告の実施
- セミナーの開催(全国3ブロック)等

職場意識改善助成金(勤務間インターバル導入コース(仮称))

0千円[制度要求]

[※平成29年度概算要求額
401,868千円]

【助成概要】

勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成

【助成対象】

就業規則等の作成・変更費用、研修費用、労務管理用機器等の導入・更新費用 等

【成果目標】

中小企業事業主が新規に勤務間インターバルを導入すること

【助成率、上限額】

費用の3/4を助成、上限50万円